

## 熊谷市立江南中学校 P T A 慶弔規定（案）

第1条 本規定は、会員の親睦と福祉の増進を図り、かつ、慶弔費の適正な執行を図ることを目的とする。

第2条 第1条の目的を達成するために次の規定を定める。

### 1 祝い

職員の結婚に対しては、祝意を祝電及びお祝い金（5,000円）により表す。

### 2 見舞い・香典

見舞い・香典については、別表のように定める。

### 3 記念品

(1) 本部役員及び専門委員会委員長がその職を離れたときには、3,000円相当の記念品を贈る。ただし、再任者は次年度に繰り越す。

(2) 職員が本部役員及び事務局の職を離れたときには、3,000円相当の記念品を贈る。ただし、在職期間3年以上の場合とする。

(別表)

項目	生徒	会員(父母)	職員
火災		5,000円	5,000円
入院		役員が15日以上 3,000円	職員が15日以上 3,000円
死亡	花輪1基と 5,000円	花輪1基と 5,000円	花輪1基と5,000円
			配偶者・親（同別居の実、同居の義）子は、花輪1基
葬儀に参列する 役員の範囲	当該地区役員 当該学年委員 本部役員	当該地区役員 当該学年委員 本部役員	当該学年委員 本部役員

第3条 以上はすべてにわたって、お返しは受けないものとする。

第4条 以上定める外、特別な事情が生じた場合（その範囲・金額）には、本部役員との協議により決定し、後の常任理事会の協議において、承認を得る。

第5条 本規定の改廃については、常任理事会の協議により実施する。

第6条 本規定は、昭和59年6月15日より実施する。

平成 8年 5月 2日 一部改正

平成19年 5月 2日 一部改正

平成21年 5月 1日 一部改正

令和 元年 5月 1日 一部改正

令和 4年 5月10日 一部改正